

第6次芦屋町総合振興計画

# 実施計画表

令和5年度～7年度



# 実施計画について

## (1) 計画策定の目的

第6次芦屋町総合振興計画に基づき、体系化された施策・事業についてその実効性を考慮しながら事業量・実施時期等を決定し、財政措置を講じて予算編成の指針とするものです。

## (2) 実施計画の期間

令和5年度～7年度の3カ年  
毎年度向こう3カ年を実施期間とし、ローリング方式により、毎年事業の進捗度を検証しながら調整を図ります。

※ ローリング方式・・・施策・事業の見直しや部分的な修正を、毎年定期的に行うことをいいます。

※本実施計画は令和4年度に策定したものであり、国や県の動向変化などやむを得ない事情が発生した場合は見直しを行うことにしています。

# 体系図

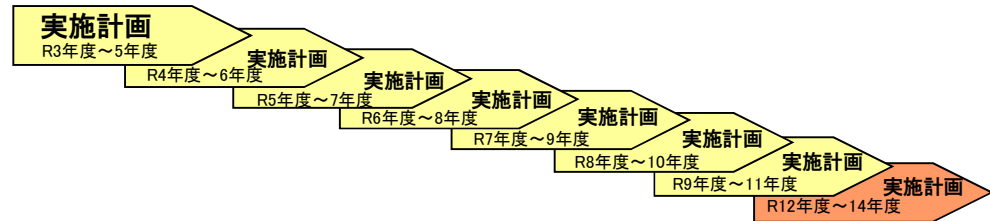
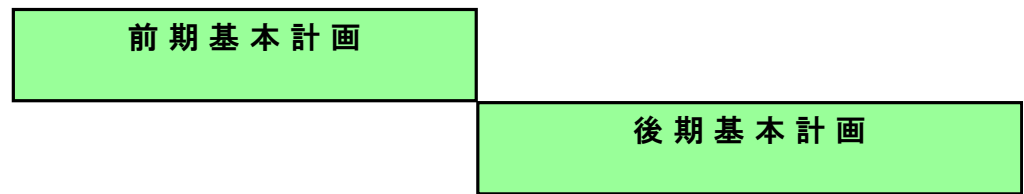
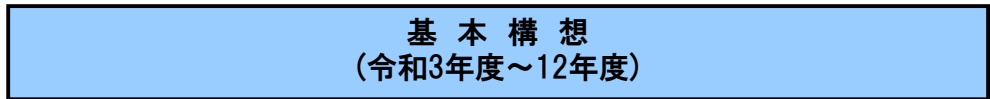
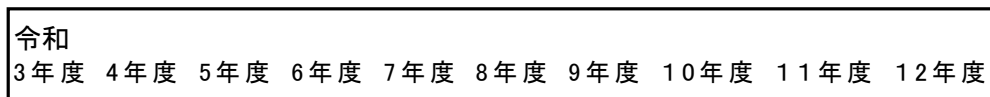
## 第6次芦屋町総合振興計画 計画期間(令和3年度～12年度)

第6次芦屋町総合振興計画は、目標年度を令和12年度、計画期間を令和3年度から12年度までの10年間とし、基本構想・基本計画・実施計画で構成しています。

**【基本構想】**（10年間）  
芦屋町の将来像と基本目標を掲げ、これを実現するための施策の大綱を定め、まちづくりの基本方向を明らかにするものです。その目標の年次を令和12年度とします。

**【基本計画】**（5年間）  
【前期令和3年度～7年度、後期令和8年度～12年度】  
基本構想の施策の体系に基づいて、総合的かつ体系的に施策の方向付けを示すものであり、前期計画と後期計画によって構成されます。

**【実施計画】**（3年間）  
※ローリング方式により毎年度見直し  
基本計画で体系化された施策・事業について、その実効性を考慮しながら事業量・実施時期等を決定し、財源措置を講じて予算編成の指針とするものです。



## 令和4年度実施計画 [令和5年度～令和7年度]

目次	(頁)	
総務課	人事係	1
	庶務係	2～3
企画政策課	企画係	4
	地方創生推進係	5
	広報情報係	6
芦屋港活性化推進室	事業推進係	7
財政課	契約管財係	8
税務課	課税係	9
	納税係	10
住民課	保険年金係	11
福祉課	高齢者支援係	12
	障がい者・生活支援係	13
健康・こども課	子育て支援係	14
	健康づくり係	15

目次	(頁)	
産業観光課	農林水産係	16
	商工観光係	17～19
環境住宅課	環境・公園係	20
	地域振興・交通係	21
	住宅係	22
都市整備課	土木係	23
	下水道係	24
会計課	会計係	25
芦屋釜振興課	芦屋釜の里・歴史の里係	26
学校教育課	学校教育係	27～28
	給食センター係	29
生涯学習課	社会教育係	30
	公民館・文化係	31

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 総務課 人事係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
職員の資質向上	継続	職員の資質向上と能力開発を図るため、計画的な職員研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規採用職員研修の実施</li> <li>○階層別研修の実施</li> <li>○内部研修の実施</li> <li>○派遣研修の実施</li> <li>○自主研修の実施</li> <li>○各種団体への職員派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規採用職員研修の実施</li> <li>○階層別研修の実施</li> <li>○内部研修の実施</li> <li>○派遣研修の実施</li> <li>○自主研修の実施</li> <li>○各種団体への職員派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規採用職員研修の実施</li> <li>○階層別研修の実施</li> <li>○内部研修の実施</li> <li>○派遣研修の実施</li> <li>○自主研修の実施</li> <li>○各種団体への職員派遣</li> </ul>
人事評価制度の運用	継続	人事評価を実施することで、職員の職務遂行能力を評価・分析し、個々の能力開発、育成を効果的に進め、住民サービスを向上させます。また、上司と部下との良好なコミュニケーションを促進させることで組織全体の活性化を図ります。	○人事評価制度の見直し検討	○人事評価制度の運用試行 ※R5年度の検討結果による	○人事評価制度の運用開始 ※R5年度の検討結果による

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

総務課 庶務係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
航空機騒音等対策事業	継続	快適な住環境空間を確保するため、航空機騒音被害の軽減について、航空自衛隊芦屋基地などの関係機関に対して働きかけを行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○九州防衛局への要望活動</li> <li>○芦屋基地への要望活動</li> <li>○テレビ受信料補助金の交付</li> <li>○テレビ受信料補助金の交付</li> <li>○騒音測定事業(1/3年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○九州防衛局への要望活動</li> <li>○芦屋基地への要望活動</li> <li>○テレビ受信料補助金の交付</li> <li>○テレビ受信料補助金の交付</li> <li>○騒音測定事業(2/3年)</li> </ul>	
公用車の管理及び更新	継続	公用車の適切な維持管理に努めるとともに、計画的な更新を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使用頻度検証・更新検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公用車の更新 ※R5年度の検討結果による</li> <li>○公用車の使用頻度検証・更新検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公用車の更新 ※R6年度の検討結果による</li> <li>○公用車の使用頻度検証・更新検討</li> </ul>
防災設備の整備	継続	住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害の軽減を図るための防災設備を充実していきます。		<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災倉庫の設置</li> <li>○資材搬送車の購入検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資材搬送車の購入検討 ※R6年度の検討結果による</li> </ul>
自主防災組織の形成支援	継続	災害時の地域住民の「自助」「共助」や防災意識向上のための自主防災組織について、自治区を中心に組織形成の支援を行います。また、形成された組織に対し、講習会や図上訓練など基礎的な活動をとおして、防災意識の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動支援</li> <li>○防災士の育成支援</li> <li>○コミュニティ助成事業補助金(地域防災組織育成助成事業)の交付</li> <li>○コミュニティ助成事業補助金(地域防災組織育成助成事業)の希望調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動支援</li> <li>○防災士の育成支援</li> <li>○コミュニティ助成事業補助金(地域防災組織育成助成事業)の交付</li> <li>○コミュニティ助成事業補助金(地域防災組織育成助成事業)の希望調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動支援</li> <li>○防災士の育成支援</li> <li>○コミュニティ助成事業補助金(地域防災組織育成助成事業)の交付</li> <li>○コミュニティ助成事業補助金(地域防災組織育成助成事業)の希望調査</li> </ul>
定期的な防災訓練等の実施	継続	自主防災組織を中心とした避難訓練や要配慮者の避難支援などの防災訓練を行うとともに、職員向けの訓練を実施し、日頃の備えや防災意識の向上を図ります。また、芦屋基地と連携した防災活動について協力を進めながら実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災訓練の実施</li> <li>○職員向け避難所運営訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災訓練の実施</li> <li>○職員向け避難所運営訓練の実施</li> </ul>

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

総務課 庶務係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
消防団車輛の更新と装備品の整備	継続	消防団が使用する消防車両や装備品を計画的に更新することで地域住民の生命・財産を守るための地域防災力を向上させ、各種災害からの被害軽減に努めます。	○1分団車庫の改修、建替の検討	○操法用ホース購入 ○資材搬送車購入の検討 ○1分団車庫の改修、建替 ※R5年度の検討結果による	○資材搬送車の購入 ※R6年度検討結果による ○1分団車庫の改修、建替 ※R5年度の検討結果による
防災計画等の整備・更新	継続	防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に至る一連の防災活動を適切に実施するため、地域防災計画をはじめとする各種防災・減災計画やハザードマップ等の策定や見直しを行います。	○業務継続計画(BCP)の作成 ○地域防災計画の推進 ○地域強靱化計画の推進	○地域防災計画の推進 ○地域強靱化計画の推進	○地域防災計画の推進 ○地域強靱化計画の見直し、次期計画策定
防災行政無線等の整備	継続	地域防災力の向上を目指し、防災行政無線の整備や地域情報伝達システムの戸別受信機を全世帯及び公共施設に配布し、町内全域に向けた情報伝達手段を確立します。	○地域情報伝達システムの維持管理 ○有線放送施設等現況調査(粟屋、大城、浜崎) ○有線放送撤去工事(柏原、田屋、正津ヶ浜) ○R6年度以降の防災行政無線の更新検討	○地域情報伝達システムの維持管理 ○有線放送撤去工事(粟屋、大城、浜崎) ※R5年度の調査結果による ○防災行政無線の更新 ※R5年度の検討結果による	○地域情報伝達システムの維持管理 ○防災行政無線の更新 ※R5年度の検討結果による
庁舎及び指定避難所の非常用電源整備	新規	災害等により、商用電源が断たれても、外部からの電源供給なしで、防災拠点である役場本庁舎及び指定避難所(総合体育館、中央公民館)が一定程度の機能維持が図られるよう、非常用電源及び燃料タンク等の備蓄熱源を拡充整備します。	○庁舎・指定避難所非常用電源工事基本設計・実施設計	○庁舎・指定避難所の非常用電源拡充整備工事	

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 企画政策課 企画係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
芦屋町住民参画まちづくり条例推進事業	継続	「住民参画まちづくり条例」は、町と住民が住民参画によるまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるために制定しているものです。住民参画のまちづくりについて審議するために住民参画推進会議を設置するとともに、情報ガイドブックに基づき、住民との協働を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民参画推進会議の開催</li> <li>○職員研修の実施</li> <li>○次年度職員研修内容の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民参画推進会議の開催</li> <li>・委員の改選</li> <li>○職員研修の実施</li> <li>※R5年度の検討結果による</li> <li>○次年度職員研修内容の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民参画推進会議の開催</li> <li>○職員研修の実施</li> <li>※R6年度の検討結果による</li> <li>○次年度職員研修内容の検討</li> </ul>
総合振興計画・住民意識調査に関する事務	継続	総合振興計画は長期的な展望のもと町の将来像を明確にし、その実現に向けた基本的な考え方や方針を総合的、体系的にまとめた町の最上位計画であり、芦屋町の経営方針です。その見直しを行い次期計画を策定します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第6次総合振興計画(前期基本計画)数値目標の進捗確認</li> <li>○第6次総合振興計画(後期基本計画)の策定に向けた検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第6次総合振興計画(前期基本計画)数値目標の進捗確認</li> <li>○第6次総合振興計画(後期基本計画)の策定(1/2年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第6次総合振興計画(前期基本計画)数値目標の進捗確認</li> <li>○第6次総合振興計画(後期基本計画)の策定(2/2年目)</li> </ul>
指定管理者制度に関する事務	継続	公の施設における、利用者サービス向上や維持管理経費削減のため、指定管理者制度の導入を推進します。また導入済みの施設においては、更新時期における次期指定管理者の選定を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次期指定管理者選定</li> <li>・子育て支援センター</li> <li>・老人憩の家</li> <li>・芦屋港関連</li> <li>○民間譲渡</li> <li>・山鹿保育所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次期指定管理者選定に係る協議</li> <li>・国民宿舎マリントラスあしや</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次期指定管理者選定</li> <li>・国民宿舎マリントラスあしや</li> </ul>
行政評価制度(目標管理制度)の推進	継続	各事業の有効性や必要性を客観的に評価し、事業の適正化・効率化を図るとともに、PDCAサイクルを確立します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標管理制度の運用</li> <li>○今後の目標管理制度運用の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標管理制度の運用</li> <li>※R5年度の検討結果による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目標管理制度の運用</li> <li>※R5年度の検討結果による</li> </ul>
総合教育会議に関する事務	継続	教育委員会制度改革に伴い、全ての自治体に、政治的中立性の確保や教育行政における責任の明確化を目的に、「総合教育会議」を首長部局に設置することが定められました。また、教育に関する方針をまとめた「大綱」を首長が策定することも義務付けられ、「総合教育会議」で大綱の策定や、評価検証を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3次教育大綱の策定</li> <li>○総合教育会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合教育会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合教育会議の開催</li> </ul>
大規模盛土造成地の滑動崩落対策の推進	継続	国土交通省が示す「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」に基づき、滑動崩落対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2次スクリーニングの検討</li> <li>※国の経過観察マニュアル策定状況による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2次スクリーニングの検討</li> <li>※国の経過観察マニュアル策定状況による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2次スクリーニングの実施</li> <li>※国の経過観察マニュアル策定状況による</li> </ul>



## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 企画政策課 地方創生推進係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
がんばれ芦屋町ふるさと応援寄付金の充実	継続	芦屋町を応援していただける人からの、「ふるさと納税制度」による寄付金として、「がんばれ芦屋町ふるさと応援寄付金」を設けています。寄付金は基金に積み立てて適切に管理し、8つの活用目的から、寄付をいただいた人の思いに沿って、有効に活用します。	○寄付の呼びかけ ○返礼品の充実	○寄付の呼びかけ ○返礼品の充実	○寄付の呼びかけ ○返礼品の充実
中央病院跡地利用の検討	継続	H30年3月に移転した旧芦屋中央病院の施設や土地について、有効利用・活用方を検討します。	○旧病院建物の活用 ※R4年度の検討結果による		
まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	継続	「芦屋町人口ビジョン」第2期芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、各施策を推進します。	○総合戦略の評価・検証 ○次期総合戦略策定に向けた準備 ※国の動向による ○推進委員会の開催 ○移住支援事業費補助金の交付	○総合戦略の評価・検証 ○次期総合戦略の策定 ※国の動向による ○推進委員会の開催 ○移住支援事業費補助金の交付	○総合戦略の評価・検証 ○推進委員会の開催 ○移住支援事業費補助金の交付
地域おこし協力隊の推進	継続	町内外への魅力発信や人材のネットワーク化などといったコーディネートを行う人材を、総務省の地域おこし協力隊制度を活用して導入します。	○地域おこし協力隊活動(R5年採用、1/3年) ○新規隊員募集(R6年採用)	○地域おこし協力隊活動(R5年採用、2/3年) ○地域おこし協力隊活動(R6年採用、1/3年) ※R5年度の募集結果による	○地域おこし協力隊活動(R5年採用、3/3年) ○地域おこし協力隊活動(R6年採用、2/3年) ※R5年度の募集結果による ○新規隊員募集(R8年採用)
戦略的情報発信プロジェクト	継続	町の情報の収集や発信が集約できる仕組みづくり(ポータルサイトなど)や、SNSなどを活用した効果的な情報発信を推進します。さらに、イメージキャラクターやロゴマークを活用するとともに、プロモーションツールの製作を展開し、統一イメージでの町の情報発信を推進します。	○デザイナーの雇用 ○ポロシャツの作成	○デザイナーの雇用 ○ポロシャツの作成	○デザイナーの雇用 ○ポロシャツの作成
映画誘致の推進	継続	地域外への芦屋町の知名度の向上や、経済効果、ロケに携わることにより地域住民が参画する契機として有効である映画ロケ地誘致を推進します。	○映画誘致の検討	○映画誘致 ※R5年度の検討結果による	

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 企画政策課 広報情報係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
自治体DXの推進	新規	国が作成した「自治体DX推進計画」及び「自治体DX推進手順書」に沿って、制度や、組織の在り方をデジタル化に合わせて変革していく、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治体DXの推進</li> <li>・システムの標準化に向けた文字同定作業</li> <li>・自治体DX推進体制の検討</li> <li>・自治体のAI・RPAの導入検討</li> <li>・テレワークの導入検討</li> <li>・セキュリティ対策の見直し検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治体DXの推進</li> <li>※R5年度の検討結果による</li> </ul>	
番号利用事務系システムの維持管理及び更新	継続	住民サービスの提供と行政事務の効率化や正確性・信頼性を保持するため、番号利用事務系システム(ハード、ソフト)の保守や改善のための更新を実施します。 ※番号利用事務系システムとは、住民・税・国保・年金などの情報が入っている電子システムです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○番号利用事務系システムの共同運用・業務の標準化の推進</li> <li>○自治体間ネットワークの維持</li> <li>○電算機器の維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○番号利用事務系システムの共同運用・業務の標準化の推進</li> <li>○自治体間ネットワークの維持</li> <li>○電算機器の維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○番号利用事務系システムの共同運用</li> <li>○番号利用事務系システム標準版への移行</li> <li>○自治体間ネットワークの維持</li> <li>○電算機器の維持管理</li> </ul>
LGWAN系、インターネット系システムの維持管理及び更新	継続	行政事務の効率化や正確性を維持するため、電算機器やネットワークの適切な維持管理と計画的な更新を行うことで、電算システムの安定運用に努めます。 ※LGWAN系、インターネット系システムとは、主に情報の伝達・共有・管理を目的とした電算システムです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電算機器の維持管理</li> <li>○電算機器の更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電算機器の維持管理</li> <li>○電算機器の更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電算機器の維持管理</li> <li>○電算機器の更新</li> </ul>
ペーパーレス会議システムの導入	継続	Wi-Fi環境を利用したペーパーレス会議システムの導入を検討し、議会や主要会議などのデジタル化を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ペーパーレス会議システムの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ペーパーレス会議システムの導入</li> <li>※R5年度の検討結果による</li> </ul>	

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 芦屋港活性化推進室 事業推進係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
芦屋港活性化の推進	継続	地方港湾である芦屋港は物流港として福岡県が維持管理していますが、広大な背後地を含め物流港として十分な機能が発揮されていません。そのため観光レジャー要素を持つ港へ用途を変更し、芦屋町の活性化に繋がる必要な施設や機能の導入を図ろうとするものです。管理運営組織のキーパーソンとなる人材を外部から登用し、管理運営組織の形成に取り組む他、芦屋港活性化に必要な機運醸成に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部人材登用</li> <li>○機運醸成事業(人材育成事業)</li> <li>○指定管理者の選定</li> <li>○DMO形成支援、事業支援</li> <li>○機運醸成事業(人材育成事業)</li> <li>○インバウンド受入環境整事業の検討</li> <li>○飲食直売機能・商品開発事業</li> <li>○海釣施設整備協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部人材登用</li> <li>○機運醸成事業(人材育成事業)</li> <li>○指定管理者への業務引継ぎ</li> <li>○DMO基盤整備、事業支援</li> <li>○インバウンド受入環境整備事業 ※R5年度の検討結果による</li> <li>○飲食直売機能、商品開発事業</li> <li>○海釣施設整備 ※県、関係機関との協議結果による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部人材登用</li> <li>○機運醸成事業(人材育成事業)</li> <li>○指定管理者による運営</li> <li>○DMO事業支援</li> <li>○飲食直売機能、商品開発評価、戦略策定</li> <li>○海釣施設整備 ※県、関係機関との協議結果による</li> </ul>
砂像屋内展示施設及び周辺整備事業	新規	「芦屋港活性化基本計画」に掲げている観光集客機能の施設として、砂像の屋内常設展示施設を整備します。本施設は町内周遊の拠点となるよう観光集客施設として整備し、観光集客による町への経済効果の向上とシビックプライドの醸成を図ることを目的として、令和8年度の開業を目指し、事業を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○砂像屋内展示施設設計</li> <li>○砂像屋内展示施設周辺整備設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○砂像屋内展示施設工事(1/2年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○砂像屋内展示施設工事(2/2年)</li> <li>○砂像屋内展示施設周辺整備工事</li> </ul>
里浜づくり事業の促進	継続	芦屋海岸は、芦屋港の建設以降、港の西側に広大な砂浜が広がり始め、堆積した砂が近隣の住宅地まで飛び、飛砂による被害の問題が発生しています。このような問題解決のため、松の植樹等が行われました。今後は植樹した松の生育や育成活動組織(協議会等)の形成に向けた事業を県と協議しながら推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○堆砂の除去、堆砂対策、維持管理に関する要望</li> <li>○植樹区画の肥料木伐採、植樹松の枝払い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○堆砂の除去、堆砂対策、維持管理に関する要望</li> <li>○植樹区画の肥料木伐採、植樹松の枝払い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○堆砂の除去、堆砂対策、維持管理に関する要望</li> <li>○植樹区画の肥料木伐採、植樹松の枝払い</li> </ul>

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 財政課 契約管財係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
城山公園横町有地崩落対策事業	継続	風雨の影響により、崩落を繰り返している城山公園横の町有地について、測量・調査を行い、崩落対策を実施します。	○城山公園横町有地崩落対策工事(1/2年)	○城山公園横町有地崩落対策工事(2/2年)	
庁舎適正管理事業	継続	芦屋町役場(庁舎)個別施設計画に基づき、庁舎及び付属設備の計画的な改修・修繕を行います。	○庁舎屋上防水改修工事 ○庁舎照明LED化工事(2/3年) ○庁舎空調機等改修工事 ○庁舎消防設備改修工事 ○庁舎エレベーター改修工事 ○庁舎4F会議室改修工事	○庁舎照明LED化工事(3/3年) ○庁舎空調機等改修工事	
城ヶ浦町有地(旧農業用ため池)管理事業	継続	現在利用されていない農業用ため池の堤体の調査及び必要に応じて堤体の撤去を実施します。	○城ヶ浦旧農業用ため池廃止工事実施設計	○城ヶ浦旧農業用ため池廃止工事	
入札手続等デジタル化事業	継続	事業者の負担軽減及び国が進めるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進のため、事業者の指名登録、登録した情報の管理や契約状況の管理、入札手続きについて、デジタル化を図ります。	○電子入札システム導入	○電子入札システムの運用	○電子入札システムの運用
大規模盛土造成地対策事業(町有地)	継続	国土交通省が示す「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」に基づき、大規模盛土造成地等の簡易地盤調査及び安定計算(第2次スクリーニング)による状況把握のため、町有地(江川台)の調査・確認・対策等を行います。	○対策等の検討 ※企画係策定予定の第2次スクリーニング計画に基づく	○対策等の実施 ※R5年度の検討結果による	

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

税務課 課税係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
航空写真更新業務	継続	課税客体である土地や家屋の形状変化を的確に把握するため、航空写真を更新します。	○航空写真更新		

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

税務課 納税係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
税の収納率向上	継続	未納者に対する徴収強化や、国税徴収官OBを雇用し徴収体制を強化し、税の徴収率向上及び自主財源の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○督促状の発送</li> <li>○催告書の発送</li> <li>○滞納処分の実施</li> <li>○徴収事務連絡調整会議の実施</li> <li>○滞納整理指導員の雇用</li> <li>○預金照会電子化サービスの導入・運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○督促状の発送</li> <li>○催告書の発送</li> <li>○滞納処分の実施</li> <li>○徴収事務連絡調整会議の実施</li> <li>○滞納整理指導員の雇用</li> <li>○預金照会電子化サービスの運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○督促状の発送</li> <li>○催告書の発送</li> <li>○滞納処分の実施</li> <li>○徴収事務連絡調整会議の実施</li> <li>○滞納整理指導員の雇用</li> <li>○預金照会電子化サービスの運用</li> </ul>

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 住民課 保険年金係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
子ども医療費支給制度	継続	子育て世帯の経済的負担軽減を目的として、町独自に制度の対象者を高校生世代まで拡大し、保険診療による医療費の自己負担を無料とします。	○子ども医療費の支給	○子ども医療費の支給	○子ども医療費の支給
国民健康保険事業の運営安定化	継続	国民健康保険制度は、県の補助金と国民健康保険税で運営されています。しかし医療費の増大や税収の減少などにより、運営基盤が脆弱なため、医療費の削減に努めるとともに、国民健康保険事業の運営安定化に努めます。	○国保税率改正内容の検討 ※国保運営協議会による協議 ○特定健診及び特定保健指導の促進 ○ジェネリック医薬品の普及促進等による医療費の削減 ○市町村事務処理標準システム導入の検討	○国保税の改正 ※R5年度の検討結果による ○特定健診及び特定保健指導の促進 ○ジェネリック医薬品の普及促進等による医療費の削減 ○市町村事務処理標準システム導入(1/2年) ※R5年度の検討結果による	○特定健診及び特定保健指導の促進 ○ジェネリック医薬品の普及促進等による医療費の削減 ○市町村事務処理標準システム導入(2/2年) ※R5年度の検討結果による

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 福祉課 高齢者支援係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
敬老祝金	継続	高齢者の方の長寿を祝うため、満70歳、77歳、88歳、100歳を迎える方に敬老祝金を支給します。	○敬老祝金の支給	○敬老祝金の支給	○敬老祝金の支給
老人憩の家建替え事業	継続	高齢者の健康の増進、教養の向上等を目的に設置された町内3ヶ所の老人憩の家ですが、設置後40年以上経過し、施設が老朽化しています。そのため、今後の施設のあり方について、公共施設等総合管理計画、財政負担、住民ニーズなどを踏まえ、検討します。	○アンケート結果を踏まえた検討	※R5年度の検討結果による	
老人憩の家の指定管理者制度による管理運営	継続	町内3ヶ所にある老人憩の家について、サービスの向上と経費削減を目的に、指定管理者制度による管理運営を行います。	○指定管理者による運営(3/3年) ○次期指定管理者の選定	○次期指定管理者による運営 ※R5年度の選定結果による	○次期指定管理者による運営 ※R5年度の選定結果による
高齢者福祉計画の策定・推進	継続	福岡県介護保険広域連合の策定する「介護保険事業計画」と相互に補完し合いながら、地域包括ケアシステムの深化、推進を図り、高齢者の福祉を増進するための計画を策定し、推進します。	○地域包括ケア推進委員会の開催 ○第9期芦屋町高齢者福祉計画の策定(2/2年)	○地域包括ケア推進委員会の開催	○地域包括ケア推進委員会の開催 ○第10期芦屋町高齢者福祉計画の策定(1/2年目)
地域福祉計画の策定・推進	継続	すべての人々が、自分たちの住んでいる地域で、自立して安心した生活を送ることができるように、地域の住民や行政、福祉団体、学校、事業所などが力を合わせ、自分たちの住む地域を暮らしやすくする取組みを進めるための計画を策定し、推進します。	○地域福祉計画推進委員会の開催 ○第3次芦屋町地域福祉計画の策定(2/2年)	○地域福祉計画推進委員会の開催	○地域福祉計画推進委員会の開催
老人クラブ活動推進支援	継続	老人クラブ活動を通じて、会員の生きがいづくりや健康づくりを促進するため、各種活動の支援や老人クラブへの加入促進、補助金の交付を行い、老人クラブ活動の活性化を図ります。	○会員確保・事業実施の支援 ○デジタル活用支援推進事業の実施	○会員確保・事業実施支援 ○デジタル活用支援推進事業の実施	○会員確保・事業実施の支援 ○デジタル活用支援推進事業の実施
避難行動要支援者名簿	新規	災害時の安否確認や避難支援等を的確に行うため、町において避難行動要支援者の情報等を把握し、避難行動要支援者名簿を作成及び更新を行います。	○避難行動要支援者管理システムの導入	○避難行動要支援者管理システムの運用	○避難行動要支援者管理システムの運用



## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 福祉課 障がい者・生活支援係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
障がい者福祉の充実	継続	障がい福祉サービス及び町独自の地域生活支援事業の提供を行います。	○障がい者福祉の充実検討 ○支援の実施	○障がい者福祉の充実検討 ○支援の実施	○障がい者福祉の充実検討 ○支援の実施
芦屋町障害者計画及び芦屋町障害福祉計画の推進	継続	「芦屋町障害者計画」及び「芦屋町障害福祉計画」を策定し、障がい者施策を推進しています。障がい者施策を一体的かつ継続的に推進していくため、それぞれの計画期間が満了する時期に新たな計画を策定します。	○障害福祉計画推進委員会の開催 ○第4期障害者計画及び第7期障害福祉計画の策定(2/2年)	○障害福祉計画推進委員会の開催	○障害福祉計画推進委員会の開催
自殺対策事業	継続	「芦屋町いのちを支える計画」に基づき、住民の自殺対策やメンタルヘルスに対する意識の向上を図るため、自殺を防ぐための広報啓発やゲートキーパー研修による人材育成等を行います。	○自殺対策啓発パンフレットの作成 ○ゲートキーパー研修の実施	○自殺対策啓発パンフレットの作成	○自殺対策啓発パンフレットの作成 ○ゲートキーパー研修の実施
障害福祉業務総合支援ソフトの導入	新規	障がい福祉サービスの審査に係るサポートシステムを導入することにより、市町村の審査体制の強化と給付費の適正化、職員の業務効率向上を図ります。	○障害福祉業務総合支援ソフトの導入・運用	障害福祉業務総合支援ソフトの運用	障害福祉業務総合支援ソフトの運用

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 健康・こども課 子育て支援係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
保育料徴収に関する業務	継続	保育所保育料の未納者に対する徴収を強化し、徴収率の向上を図ります。	○徴収業務の実施(電話催告、督促状送付等)	○徴収業務の実施(電話催告、督促状送付等)	○徴収業務の実施(電話催告、督促状送付等)
放課後児童クラブの充実	継続	小学校下校時に家庭に保護者が不在となる児童を対象に、各小学校区に学童クラブを設置・運営するとともに、学童クラブの充実を図ります。	○学童クラブの運営 ○アンケート調査の実施 ○山鹿小学校学童クラブ改修工事実施設計 ○山鹿小学校学童クラブ空調機改修工事 ○山鹿小学校学童クラブ遊具撤去工事	○学童クラブの運営 ○アンケート調査の実施 ○山鹿小学校学童クラブ改修工事	○学童クラブの運営 ○アンケート調査の実施
子育て支援センターの管理運営事務(指定管理者制度)	継続	子育て中の親子が気軽に集い、情報交換や交流ができる子育て支援センターについて、育児相談や子育て支援サービスを充実させるとともに、効率的な施設運営を図るため、指定管理者制度による管理運営を行います。	○指定管理者による運営(5/5年) ○次期指定管理者の選定 ○給水管改修工事 ○網戸交換・クロス張替え	○次期指定管理者による運営 ※R5年度の選定結果による	○次期指定管理者による運営 ※R5年度の選定結果による
子ども・子育て支援事業計画推進	継続	「芦屋町子ども・子育て支援事業計画」を推進することで、芦屋町の子ども・子育て支援を効果的に実施します。また、子ども・子育て会議を開催し、計画に定める事業の推進状況の点検・評価を行います。	○子ども・子育て会議開催	○子ども・子育て会議開催 ○第3期子ども・子育て支援事業計画の策定	○子ども・子育て会議開催
出産祝金交付事業	継続	芦屋町に居住し、子どもを生み育てる意欲を高め、活力あるまちづくりを推進するため、出生した子の父または母に対し出産祝金(商工会発行の商品券)を交付します。	○出産祝金の交付 ○出産祝金制度の延長検討	○出産祝金の交付 ※R5年度の検討結果による	○出産祝金の交付 ※R5年度の検討結果による
要保護児童等に関する情報共有システム連携ツール等導入に関する業務	新規	要保護児童等に関する情報を児童相談所と円滑に共有し、迅速に対応するため、現在使用している健康管理システムの改修を行います。併せて、これまでワードやエクセル等で別々で管理をしていた電子ファイルをすべてシステム上で管理し、情報の一元管理を行います。	○要保護児童等に関する情報共有システム連携ツールの導入 ○文書キャビネット機能追加構築作業		

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 健康・こども課 健康づくり係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
特定健診・特定保健指導の充実	継続	「特定健康診査等実施計画・データヘルス計画」に基づき、40～74歳の国民健康保険被保険者を対象に、生活習慣病予防のための健診と保健指導を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第4期特定健診実施計画・第3期データヘルス計画の策定</li> <li>○特定健診の実施</li> <li>○特定保健指導の実施</li> <li>○未受診者医療情報収集の実施</li> <li>○運動教室の実施</li> <li>○特定健診受診率向上事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定健診の実施</li> <li>○特定保健指導の実施</li> <li>○未受診者医療情報収集の実施</li> <li>○運動教室の実施</li> <li>○特定健診受診率向上事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定健診の実施</li> <li>○特定保健指導の実施</li> <li>○未受診者医療情報収集の実施</li> <li>○運動教室の実施</li> <li>○特定健診受診率向上事業</li> </ul>
視覚検査用屈折検査機器の購入	新規	弱視(ピントのずれ等)は、眼の機能が完成する6～8歳頃までに治療を行わないと、将来にわたり十分な視力が得られないとされています。弱視を発見する重要な機会となる3歳児健診で、弱視の発見に効果的な屈折検査機器を導入して、弱視の早期発見・治療につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屈折検査機器の購入</li> </ul>		

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 産業観光課 農林水産係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
柏原漁港の機能保全計画に基づく更新事業	継続	水産施設の機能を保全するために必要な日常管理や保全・更新工事を盛り込み、効率的な維持管理、既存施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減化を図ることを目的として取りまとめた機能保全計画に基づき、今後の漁業施設の効果・効率的な改修等を行います。	○機能保全計画の改訂	○機能保全計画に基づく施設の更新 ※R5年度機能保全計画改訂時の調査結果による	○機能保全計画に基づく施設の更新 ※R5年度機能保全計画改訂時の調査結果による
保安林の管理	継続	松くい虫の防除・駆除を実施するとともに、松の植樹を行うことで、防風保安林などの保全形成を図ります。	○松くい虫の地上防除 ○松くい虫の伐倒駆除 ○松の植栽	○松くい虫の地上防除 ○松くい虫の伐倒駆除 ○松の植栽 ○植樹箇所管理委託	○松くい虫の地上防除 ○松くい虫の伐倒駆除 ○松の植栽
水産物を活かしたビジネスの創出	継続	商工会議所、観光協会等と連携し、町内他業種間での新たな水産加工品ビジネスの創出に取り組むことで、漁業経営基盤の安定化を図ります。	○水産物加工品開発検討 ○サワラなどの販路拡大	○水産物加工品開発検討 ○サワラなどの販路拡大	○水産物加工品開発 ※R5～6年度の検討結果による ○サワラなどの販路拡大
農業用施設適正管理事業	継続	農業用施設(農道・農道橋・水路等)の老朽化状況の調査及び修繕等、適切な維持管理を行うことにより、利用者の安全の確保及び利便性の向上を図ります。	○汐入川水門点検 ○農業用水門整備工事(2門) ○粟屋地区農道側溝改良工事実施設計 ○過貯水ため池の貯水量管理に関する協議	○汐入川水門点検 ○農業用水門整備工事(2門) ○粟屋地区農道側溝改良工事(1/2年) ○過貯水ため池の貯水量管理 ※R5年度の協議結果による ○防災重点ため池の劣化状況評価および地震・豪雨耐性評価	○汐入川水門点検 ○粟屋地区農道側溝改良工事(2/2年)
農業・漁業の新規参入者への支援	継続	農業・漁業従事者は高齢化や後継者不足が進行しています。このため、今後も持続可能な力強い農業・漁業を実現するために、意欲のある新規参入者への支援を行い定着を図ります。	○新規参入者に対する支援 ○広報あしやによる農業者の活動周知	○新規参入者に対する支援	○新規参入者に対する支援

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 産業観光課 商工観光係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域振興券発行事業への支援	継続	商工会が行う地域振興券発行事業に対し、プレミアム(上乗せ)分の一部を助成し、町内商工業の振興を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商品券のプレミアム(上乗せ)分の一部助成</li> <li>○電子商品券の導入検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商品券のプレミアム(上乗せ)分の一部助成</li> <li>○電子商品券の導入</li> <li>※R5年度の検討結果による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商品券のプレミアム(上乗せ)分の一部助成</li> </ul>
イベントの実施	継続	祭りあしやなど住民主体イベントの実施に対して支援を行います。また、住民が主体となって企画・運営するイベントの支援や新たなイベントの創出を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○祭りあしや事業補助金の交付</li> <li>○あしや花火大会事業補助金の交付</li> <li>○あしや砂像展事業補助金の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○祭りあしや事業補助金の交付</li> <li>○あしや花火大会事業補助金の交付</li> <li>○あしや砂像展事業補助金の交付</li> <li>○砂像常設展示イベントの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○祭りあしや事業補助金の交付</li> <li>○あしや花火大会事業補助金の交付</li> <li>○砂像常設展示イベントの検討</li> </ul>
海浜公園・レジャープールの整備	継続	レジャープールの適切な維持管理を図るため、計画的な施設・設備の改修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長寿命化計画に基づいた改修、更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長寿命化計画に基づいた改修、更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長寿命化計画に基づいた改修、更新</li> </ul>
観光施設の管理運営(指定管理者制度)	継続	観光施設(国民宿舎マリンテラスあしや、海浜公園、レジャープールアクアシアン)に指定管理者制度を導入することで、民間事業者の能力を活用し、利用者に対するサービス向上及び経費の削減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者による運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・芦屋海浜公園(1/2年)</li> <li>・レジャープールアクアシアン(1/2年)</li> <li>・国民宿舎マリンテラスあしや(3/5年)</li> </ul> </li> <li>○次期指定管理者の選定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・芦屋海浜公園</li> <li>・レジャープールアクアシアン</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者による運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・芦屋海浜公園(2/2年)</li> <li>・レジャープールアクアシアン(2/2年)</li> <li>・国民宿舎マリンテラスあしや(4/5年)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次期指定管理者による運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・海浜公園</li> <li>・レジャープールアクアシアン</li> </ul> </li> <li>○指定管理者による運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・マリンテラスあしや(5/5年)</li> </ul> </li> <li>○次期指定管理者の選定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民宿舎マリンテラスあしや</li> </ul> </li> </ul>
国民宿舎マリンテラスあしやの整備	継続	快適な宿泊環境を提供し、サービスレベルを維持するため、施設・設備の改修を計画的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設・設備の修繕等</li> <li>○屋上防水工事実施設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設・設備の修繕等</li> <li>○屋上防水工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設・設備の修繕等</li> <li>○休憩室空調機改修工事</li> <li>○外壁改修工事の検討</li> </ul>
観光推進プロジェクトの推進	継続	観光振興によるまちづくりを推進していくため、「芦屋町観光基本構想」にもとづく施策の展開を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○推進委員会の開催</li> <li>○観光あしや協議会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光基本構想の改訂 <ul style="list-style-type: none"> <li>※芦屋港の開業に合わせて実施</li> </ul> </li> <li>○推進委員会の開催</li> <li>○観光あしや協議会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○推進委員会の開催</li> <li>○観光あしや協議会の開催</li> </ul>

## 芦屋町実施計画表〔令和5年度～7年度事業〕

## 産業観光課 商工観光係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
「芦屋町No.1プロジェクト」の推進	継続	水産資源に着目した取り組みを展開することで、魚価の向上や販路拡大及び観光客増を図ります。また、さわらを中心とした水産資源を活かしたメニューの開発や特産品の開発を行うことで、関係者の成功経験を図るためのイベントを実施し、各産業への波及効果を目指します。	○芦屋町No.1プロジェクト推進支援 ○さわらフェアの実施	○芦屋町No.1プロジェクト推進支援 ○さわらフェアの実施	○芦屋町No.1プロジェクト推進支援 ○さわらフェアの実施
町内事業者への支援	継続	町内での中小企業の新たな事業の創出などによる地域経済の活性化、需要の増大、雇用の創出を目的として、新たに創業を行う方に対し、補助金を交付します。	○制度融資による支援 ○企業誘致条例による支援 ○支援施策のPR ○創業促進支援事業補助金の交付 ○創業促進支援事業補助金制度の延長検討	○制度融資による支援 ○企業誘致条例による支援 ○支援施策のPR ○創業促進支援事業補助金の交付 ※R5年度の検討結果による	○制度融資による支援 ○企業誘致条例による支援 ○支援施策のPR ○創業促進支援事業補助金の交付 ※R5年度の検討結果による
空き店舗・空き家を活かした起業・誘致	継続	空き店舗等の利用促進及びまちのにぎわいづくりのため、空き店舗等に开店する者に対し、補助金を交付します。	○空き店舗等活用事業補助金の交付 ○空き店舗等活用事業補助制度の延長検討 ○制度のPR ○空き店舗バンクの検証	○空き店舗等活用事業補助金の交付 ※新規受付についてはR5年度の検討結果による	○空き店舗等活用事業補助金の交付 ※R5年度の検討結果による
海が見える・海を活かした店舗の起業・誘致	継続	海が見える立地や、海の素材を活かした、小規模な店舗(飲食店・雑貨など)の起業支援や誘致を図るとともにマリッジジャーなどに関連する店舗を誘致します。	○チャレンジショップ出店者の運営支援(1/2年) ○R8年度以降のチャレンジショップ出店場所の検討 ○各種補助金の活用 ・創業促進支援事業補助金 ・空き店舗等活用事業補助金	○チャレンジショップ出店者の運営支援(2/2年) ○チャレンジショップ新規出店者の募集 ○各種補助金の活用 ※制度延長の場合のみ ・創業促進支援事業補助金 ・空き店舗等活用事業補助金	○チャレンジショップ出店者の運営支援(1/2年) ○チャレンジショップ看板張り換え ○各種補助金の活用 ※制度延長の場合のみ ・創業促進支援事業補助金 ・空き店舗等活用事業補助金
IT・クリエイターの起業・誘致	継続	設備投資が少なく個人でも起業できるIT関連やデザイナー・ライターなどクリエイターの起業支援や誘致を推進します。	○各種補助金の活用 ・創業促進支援事業補助金 ・空き店舗等活用事業補助金 ○制度のPR	○各種補助金の活用 ※制度延長の場合のみ ・創業促進支援事業補助金 ・空き店舗等活用事業補助金	○各種補助金の活用 ※制度延長の場合のみ ・創業促進支援事業補助金 ・空き店舗等活用事業補助金
農工商等連携	継続	農林水産業者と商工業者などが通常の取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品の開発などの取り組み(農工商連携)について、町と商工会が連携を図りながら事業者のマッチングなどの支援を行います。	○商工会を主体とした特産品の開発	○商工会を主体とした特産品の開発	○商工会を主体とした特産品の開発

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 産業観光課 商工観光係 3

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
芦屋製品の消費拡大	継続	芦屋製品の町内での販売、食事ができる場の仕組みづくりを推進します。また、付加価値を高めるためのブランド化や販路拡大の取り組みなどを商工会をはじめとする関係機関と連携し推進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○芦屋ブランドの販路拡大</li> <li>○ブランド認定制度の実施</li> <li>○認定品のPR</li> <li>○特産品の掘り起こしや開発支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○芦屋ブランドの販路拡大</li> <li>○ブランド認定制度の実施</li> <li>○認定品のPR</li> <li>○特産品の掘り起こしや開発支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○芦屋ブランドの販路拡大</li> <li>○ブランド認定制度の実施</li> <li>○認定品のPR</li> <li>○特産品の掘り起こしや開発支援</li> </ul>
観光公園の整備	継続	観光公園(夏井ヶ浜はまゆう公園・魚見公園・城山公園)の整備を進めます。また、利用者の安全安心を確保するため、適切な維持管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○魚見公園整備工事実施設計</li> <li>○城山公園雁木区法面工事実施設計</li> <li>○夏井ヶ浜はまゆう群生地階段整備工事</li> <li>○芦屋釜風呂跡地の整備検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○魚見公園整備工事</li> <li>○城山公園雁木区側法面工事</li> <li>○城山公園山鹿バス停側法面調査</li> <li>○芦屋町釜風呂跡地の整備検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○芦屋釜風呂跡地整備</li> <li>※R5～6年度の検討結果による</li> </ul>
地域おこし協力隊事業の推進	継続	町内外への魅力発信や人材のネットワーク化などといったコーディネートを行う人材を、総務省の地域おこし協力隊制度を活用して導入します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域おこし協力隊活動(1/3年)</li> <li>※募集結果による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域おこし協力隊活動(2/3年)</li> <li>※募集結果による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域おこし協力隊活動(3/3年)</li> <li>※募集結果による</li> </ul>
洞山・堂山の整備	継続	洞山・堂山と柏原漁港の一角を海洋性レクリエーションエリアと漁業エリアに区分し、観光客にとって更なる利便性の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後の進め方について協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※R5年度の協議結果による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※R5年度の協議結果による</li> </ul>
サイン整備事業	継続	総合案内板(3ヶ所)及び公園看板(9ヶ所)、ゲートサイン(5ヶ所)の修正及び設置箇所の検討を行い、まちのイメージアップと観光客の町内回遊を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サイン整備箇所及び整備内容の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サイン整備の実施</li> <li>※R5年度の検討結果による</li> </ul>	

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 環境住宅課 環境・公園係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
芦屋町環境基本計画の推進	継続	芦屋町環境基本計画の環境像である『未来へとみんなでまもり みんなでつなぐ 美しい芦屋の郷里』を実現するため、体系的に整理された環境施策を効果的に実施していきます。	○環境審議会の開催 ○第2次環境基本計画の策定	○環境審議会の開催	○環境審議会の開催
公園整備事業	継続	町内の都市公園(中央公園、芦屋海浜公園除く)の遊具や休憩施設などが老朽化しています。またライフスタイルの変化により公園の機能もニーズと適合しているとはいえないため、地域の皆さんの意見を取り入れながら、公園毎のニーズにあった公園整備を計画的に推進していきます。	○公園の維持管理(除草・清掃・点検等) ○遊具の維持管理(整備・撤去等) ○施設の維持管理(整備・撤去等) ○高浜町公園のSL補修	○公園の維持管理(除草・清掃・点検等) ○遊具の維持管理(整備・撤去等) ○施設の維持管理(整備・撤去等)	○公園の維持管理(除草・清掃・点検等) ○遊具の維持管理(整備・撤去等) ○遊具の精密点検 ○施設の維持管理(整備・撤去等)
月軒憩いの広場整備事業	継続	町内で最も通過交通の多い国道495号線沿いの自衛隊緩衝地について、来町者や町民の憩いの空間を提供するため、九州防衛局と協議を進めながら整備を検討します。	月軒憩いの広場整備事業の検討	※R5年度の検討結果による	※R5年度の検討結果による
町営墓地整備事業	継続	町営墓地の台帳の整備、墓地内の通路確保・墓石への影響を考慮した樹木の枝払い・剪定などの整備を実施します。 また、管理者不明墳墓の登録促進を実施します。	○鶴松墓地松くい虫防除墓石洗い ○御廟所墓地通路整備整備工事 ○御廟所墓地法面土囊設置工事 ○管理者不明墳墓の登録促進	○鶴松墓地松くい虫防除墓石洗い ○大久保墓地樹木剪定 ○御廟所墓地墓石移転工事 ○御廟所墓地迂回路整備工事	○鶴松墓地松くい虫防除墓石洗い
脱炭素先行地域の取組み	新規	地球温暖化対策として、芦屋町を含めた北九州都市圏で、圏域内の脱炭素化を推進します。	○太陽光パネル発電設備の設置(1/4年) ○EV自動車の公用車導入検討	○太陽光発電設備の設置(2/4年) ○EV自動車の公用車導入 ※R5年度の検討結果による	○太陽光発電設備の設置(3/4年) ○EV自動車の公用車導入 ※R5年度の検討結果による



## 芦屋町実施計画表〔令和5年度～7年度事業〕

## 環境住宅課 地域振興・交通係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
自治区担当職員制度の推進	継続	「芦屋町住民参画まちづくり条例」による“協働のまちづくり”の実現のため、すべての職員が地域の活動に参加し、住民の皆さんによる自主的な地域づくりのサポートを目的として実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治区行事支援の継続実施</li> <li>○希望自治区のみまちづくり計画策定支援</li> <li>○次年度以降の制度見直しについて検討</li> </ul>	※R5年度の検討結果による	※R5年度の検討結果による
自治区活性化促進事業	継続	地域での基礎的なコミュニティである自治区の加入率向上のため、地域づくりの基礎となる自治区にもっと関心を持ってもらえるよう、自治区活動への支援や加入率向上に向けた取り組みを区長会・自治区と協働して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治区活性化事業の実施</li> <li>○区長会の支援</li> <li>○地域要望の受付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治区活性化事業の実施</li> <li>○区長会の支援</li> <li>○地域要望の受付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治区活性化事業の実施</li> <li>○区長会の支援</li> <li>○地域要望の受付</li> </ul>
公共交通の確保・維持	継続	町民の交通手段を確保するため、タウンバス及び巡回バスを運行します。また、地域公共交通の維持・確保・改善のために、地域公共交通活性化協議会を開催し事業の検討・協議を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○タウンバスの運行</li> <li>・バスロケーションシステムの導入</li> <li>・バス車両購入</li> <li>○巡回バスの運行</li> <li>○地域公共交通活性化協議会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○タウンバスの運行</li> <li>・バス車両購入</li> <li>・次年度以降のバス車両購入検討</li> <li>○巡回バスの運行</li> <li>○地域公共交通活性化協議会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○タウンバスの運行</li> <li>・バス車両購入</li> <li>※R6年度の検討結果による</li> <li>○巡回バスの運行</li> <li>○地域公共交通活性化協議会の開催</li> </ul>
空家対策	継続	町内の空き家の実態について、住民からの情報を収集し、所有者に対し適正な管理を求めていくための方策を検討、実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空家等対策計画に基づいた所有者への各種通知及び相談業務</li> <li>○老朽危険家屋等解体補助金の交付</li> <li>○老朽危険家屋等解体補助金制度延長の検討</li> <li>○中古住宅解体後の新築住宅建築補助金の交付</li> <li>○中古住宅解体後の新築住宅建築補助金制度延長の検討</li> <li>○ブロック塀等撤去費補助金の交付</li> <li>○ブロック塀等撤去費補助金制度延長の検討</li> <li>○木造戸建て住宅耐震改修補助金の交付</li> <li>○空家(空地)バンク事業の推進</li> <li>○空家等対策協議会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空家等対策計画に基づいた所有者への各種通知及び相談業務</li> <li>○老朽危険家屋等解体補助金の交付</li> <li>※R5年度の検討結果による</li> <li>○中古住宅解体後の新築住宅建築補助金の交付</li> <li>※R5年度の検討結果による</li> <li>○ブロック塀等撤去費補助金の交付</li> <li>※R5年度の検討結果による</li> <li>○木造戸建て住宅耐震改修補助金の交付</li> <li>○空家(空地)バンク事業の推進</li> <li>○空家等対策協議会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空家等対策計画に基づいた所有者への各種通知及び相談業務</li> <li>○老朽危険家屋等解体補助金の交付</li> <li>※R5年度の検討結果による</li> <li>○中古住宅解体後の新築住宅建築補助金の交付</li> <li>※R5年度の検討結果による</li> <li>○ブロック塀等撤去費補助金の交付</li> <li>※R5年度の検討結果による</li> <li>○木造戸建て住宅耐震改修補助金の交付</li> <li>○空家(空地)バンク事業の推進</li> <li>○空家等対策協議会の開催</li> </ul>

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 環境住宅課 住宅係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
高浜団地用途廃止及び解体	継続	高浜団地については、「芦屋町町営住宅等長寿命化計画」において、耐用年数や耐震、防災の観点から早急な対応が必要とされています。このため、入居者の移転を促進し、空家となった棟から順次解体撤去していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○解体工事(空家棟から順次実施)</li> <li>○入居者の移転補償</li> <li>○入居前整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○解体工事(空家棟から順次実施)</li> <li>○入居者の移転補償</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○解体工事(空家棟から順次実施)</li> </ul>
鶴松団地用途廃止及び解体	継続	鶴松団地については、「芦屋町町営住宅等長寿命化計画」において、耐用年数や耐震、防災の観点から早急な対応が必要とされています。このため、入居者の移転を促進し、空家となった棟から順次解体撤去していきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○解体工事(空家棟から順次実施)</li> <li>○入居者の移転補償</li> <li>○入居前整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○解体工事(空家棟から順次実施)</li> <li>○入居者の移転補償</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○解体工事(空家棟から順次実施)</li> </ul>
町営住宅改善事業(緑ヶ丘団地)	継続	「芦屋町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、緑ヶ丘団地の改善を計画的に行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○9棟エレベーター設置工事</li> <li>○8棟外部改修及びエレベーター設置工事実施設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○8棟外部改修工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○8棟エレベーター設置工事</li> <li>○1・2棟屋上防水及び給排水管布設替工事実施設計</li> <li>○10棟外部改修工事及びEV設置工事実施設計</li> </ul>
町営住宅使用料の徴収率向上	継続	住宅使用料等の未納者に対して、法的措置も含めた徴収強化対策を進め、徴収率の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物明渡等請求訴訟、強制執行</li> <li>○仮執行宣言付支払督促</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物明渡等請求訴訟、強制執行</li> <li>○仮執行宣言付支払督促</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建物明渡等請求訴訟、強制執行</li> <li>○仮執行宣言付支払督促</li> </ul>
移住・定住促進事業	継続	人口減少を緩やかにしていくため、各種施策により、定住促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○移住相談会(ふるさと回帰フェア)への参加</li> <li>○定住促進奨励金の交付</li> <li>・制度の延長検討</li> <li>○定住促進奨励金初回受領者アンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○移住相談会(ふるさと回帰フェア)への参加</li> <li>○定住促進奨励金の交付</li> <li>※新規受付はR5年度の検討結果による</li> <li>○定住促進奨励金初回受領者アンケートの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○移住相談会(ふるさと回帰フェア)への参加</li> <li>○定住促進奨励金の交付</li> <li>※新規受付はR5年度の検討結果による</li> </ul>
新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助事業	継続	新婚世帯及び子育て世帯の定住促進を図るため、町外から転入してきた新婚・子育て世帯に対し、家賃の一部として、商工会発行の商品券を補助します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新婚世帯の民間賃貸住宅家賃補助金の交付</li> <li>○新婚世帯の民間賃貸住宅家賃補助制度の延長検討</li> <li>○子育て世帯の民間賃貸住宅家賃補助金の交付</li> <li>○子育て世帯の民間賃貸住宅家賃補助制度の延長検討</li> <li>○交付者へのアンケート実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新婚世帯の民間賃貸住宅家賃補助金の交付</li> <li>※新規受付はR5年度の検討結果による</li> <li>○子育て世帯の民間賃貸住宅家賃補助金の交付</li> <li>※新規受付はR5年度の検討結果による</li> <li>○交付者へのアンケート実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新婚世帯の民間賃貸住宅家賃補助金の交付</li> <li>※新規受付はR5年度の検討結果による</li> <li>○子育て世帯の民間賃貸住宅家賃補助金の交付</li> <li>※新規受付はR5年度の検討結果による</li> <li>○交付者へのアンケート実施</li> </ul>
町営住宅等用途廃止事業	新規	芦屋町町営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年数や耐震、防災の観点から早急な対応が必要とされている町営住宅(山鹿A団地、山鹿B団地、鶴松中層団地、幸町住宅)については、入居者の移転を促進し、用途廃止及び解体を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入居前整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入居者の移転補償</li> <li>○入居前整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入居者の移転補償</li> <li>○入居前整備</li> </ul>

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 都市整備課 土木係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
道路橋長寿命化事業	継続	「道路橋長寿命化修繕計画」に基づき、経年劣化により老朽化した各橋梁の改修を行います。			○定期点検 ※道路移管の状況による
町道と国・県道の振り替え	継続	山鹿地区の国道495号など、利用者にとって、わかり易い道路網の整理を目的とし、国・県道と町道との振替えを図ります。	○福岡県と整備事項等に関する調整 ○福岡県の整備完了次第、町道移管	○福岡県と整備事項等に関する調整 ○福岡県の整備完了次第、町道移管 ○町道樹木の健全度診断 ※移管完了後	○福岡県と整備事項等に関する調整 ○福岡県の整備完了次第、町道移管 ○町道樹木の健全度診断 ※移管完了後
西祇園橋の架け替え	継続	西祇園橋は重要な生活道路であるとともに、町の玄関口としての機能も有しています。しかし架設から70年以上経過し老朽化が著しいことから、早期架け替えを推進していきます。また、町の玄関口としてグレードアップを協議します。	○福岡県へ早期架け替えの要望 ○グレードアップ及び取付道路等管理協定の協議及び協定書の締結	○福岡県へ早期架け替えの要望	○グレードアップ工事 ○管理協定に基づき維持管理 ※県との協議結果及び協定書の締結内容による
道路ストックの適正管理事業	継続	計画的に道路付属物(道路ストック)の維持・補修を実施するために、必要に応じて個別計画を策定し、老朽化している道路ストックの長寿命化とコスト削減を図ります。	○道路整備工事(3路線)	○道路整備工事(3路線)	○道路整備工事(3路線)
土木工事・設計に関する業務	継続	町道の適正な維持管理を図るため、劣化の程度に応じて、計画的に町道の整備を進めます。	○はまゆう団地2号線道路改良工事		

## 芦屋町実施計画表〔令和5年度～7年度事業〕

## 都市整備課 下水道係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
下水道ストックマネジメント事業	継続	これまでは、各施設(管渠、処理場、ポンプ場)ごとに長寿命化計画を策定し、改築更新事業を行ってきましたが、R3年度以降は、すべての下水道施設を対象とした一つの改築更新計画(ストックマネジメント計画)を策定し、計画的に改築更新を実施することにより、安全・安心・安定的な汚水処理を実現します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管路調査</li> <li>○管路調査(山鹿不明水分、2/3年)</li> <li>○管渠更生工事(大城外)</li> <li>○人孔改築工事実施設計</li> <li>○マンホールポンプ改築工事実施設計</li> <li>○下水道施設照明器具LED化工事実施設計</li> <li>○改築工事(処理場汚泥処理内部防食)</li> <li>○人孔蓋取替工事</li> <li>○処理場自家発電設備改築工事(1/2年)</li> <li>○ポンプ場耐水化改築工事実施設計</li> <li>○浄化センター他ストックマネジメント実施計画の策定に係る調査</li> <li>○浄化センター改築実施設計</li> <li>○中ノ浜ポンプ場No.2汚水ポンプ分解整備工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管路調査</li> <li>○管路調査(山鹿不明水分、3/3年)</li> <li>○管渠更生工事(柏原外、白浜町外、大君幹線)</li> <li>○人孔改築工事</li> <li>○マンホールポンプ改築工事</li> <li>○下水道施設照明器具LED化工事(浄化センター)</li> <li>○人孔蓋取替工事</li> <li>○処理場自家発電設備改築工事(2/2年)</li> <li>○ポンプ場耐水化改築工事</li> <li>○浄化センター他ストックマネジメント実施計画の策定</li> <li>○管渠ストックマネジメント実施計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管路調査</li> <li>○管路調査(山鹿不明水分)</li> <li>○下水道施設照明器具LED化工事(中ノ浜ポンプ場・汐入ポンプ場)</li> <li>○人孔蓋取替工事</li> <li>○ポンプ場耐水化改築工事</li> </ul>
下水道管渠内面補修工事(部分補修)	継続	下水道管渠の損傷箇所を、部分的に補修し管渠内の補強を図ります。	○下水道管渠内面補修工事(部分補修、県道高浜・東町線)	○下水道管渠内面補修工事(部分補修、県道直方・芦屋線)	○下水道管渠内面補修工事(部分補修、国道495号線)
下水道事業の広域連携	継続	「連携中核都市圏北九州都市圏域の形成に係る連携協約」の締結により、下水道事業の広域化の検討に関する取り組みを推進します。	※R4年度の検討結果による	※R4年度の検討結果による	※R4年度の検討結果による
公共下水道整備計画に関する事務	継続	下水道施設の新規整備や改築更新を行うために、下水道全体計画、都市計画決定、下水道事業計画、都市計画下水道事業認可等の策定や関係機関との協議・調整、書類申請などの手続きを行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○芦屋港活性化に伴う汚水管渠・マンホールポンプ整備工事(1/2年)</li> <li>○下水道全体計画見直し業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○芦屋港活性化に伴う汚水管渠・マンホールポンプ整備工事(2/2年)</li> <li>○下水道事業計画変更業務</li> </ul>	
下水道浸水対策事業	継続	浸水シミュレーション等に基づき、浸水原因を把握するとともに、ハード対策・ソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を検討し、必要に応じて浸水対策施設の整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内水浸水想定区域図の作成</li> <li>○内水ハザードマップの策定検討</li> <li>○大君第2雨水幹線改修工事実施設計</li> <li>○大君第2雨水幹線近隣家屋事後調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内水ハザードマップの策定</li> <li>※R5年度の検討結果による</li> <li>○大君第2雨水幹線改修工事</li> </ul>	
下水道使用料の改定	継続	下水道事業の健全かつ継続的経営のため、適正な使用料負担とするため、定期的な使用料の改定を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○R4年度決算書、経営分析の検討</li> <li>○下水道使用料の改定検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○R5年度決算書、経営分析の検討</li> <li>○下水道使用料の改定</li> <li>※R5年度の検討結果による</li> </ul>	○R6年度決算書、経営分析の検討

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 会計課 会計係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
指定金融機関派出業務経費の一部負担	継続	派出業務を安定して継続するため、指定金融機関に対する派出業務経費の一部負担を含めた派出業務体制を検討します。	○派出業務体制の維持 ○財務会計システム改修業務	○派出業務体制の維持	○派出業務体制の維持

## 芦屋町実施計画表〔令和5年度～7年度事業〕

## 芦屋釜・歴史文化課 芦屋釜の里・歴史の里係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
芦屋釜復興事業	継続	芦屋釜の復興を実現するために、「第2次芦屋釜の里振興計画」に基づき、芦屋釜製作技術の継承を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鋳物師の養成</li> <li>○ 独立鋳物師への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鋳物師の養成</li> <li>○ 独立鋳物師への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鋳物師の養成</li> <li>○ 独立鋳物師への支援</li> </ul>
芦屋釜の里魅力向上プロジェクト	継続	「芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、芦屋釜の里の観光施設としての付加価値の創出、他の観光資源とのネットワーク化などにより、オンリーワンの芦屋釜を活かした魅力づくりを目指します。また、鋳物師による鋳物の体験プログラムの創出など、鋳物師と連携した取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集客の仕組みづくり</li> <li>○ 回遊の仕組みづくり</li> <li>○ 外国人観光客対応</li> <li>○ 土産品開発</li> <li>○ 復興の取り組み情報発信</li> <li>○ インボイス制度への対応</li> <li>○ キャッシュレス決済への対応</li> <li>○ 芦屋釜の里開園30周年記念事業の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集客の仕組みづくり</li> <li>○ 回遊の仕組みづくり</li> <li>○ 外国人観光客対応</li> <li>○ 土産品開発</li> <li>○ 復興の取り組み情報発信</li> <li>○ インボイス制度への対応</li> <li>○ キャッシュレス決済への対応</li> <li>○ 芦屋釜の里開園30周年記念事業の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集客の仕組みづくり</li> <li>○ 回遊の仕組みづくり</li> <li>○ 外国人観光客対応</li> <li>○ 土産品開発</li> <li>○ 復興の取り組み情報発信</li> <li>○ インボイス制度への対応</li> <li>○ キャッシュレス決済への対応</li> <li>○ 芦屋釜の里開園30周年記念事業の実施 ※R6年度の検討結果による</li> </ul>
芦屋釜の里収蔵展示施設改修事業	継続	令和2年度に取得した重要文化財指定芦屋釜を収蔵展示するため、改修工事を実施します。また、収蔵展示施設リニューアルオープン記念事業を実施することで、町民のシビックプライドの醸成や芦屋釜の里の認知度向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 収蔵展示施設改修工事(2/2年)</li> <li>○ 収蔵展示に係る備品購入</li> <li>○ 収蔵展示施設リニューアルオープン記念事業について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 収蔵展示施設内環境調査等の実施</li> <li>○ 収蔵展示施設リニューアルオープン記念事業の実施 ※R5年度の検討結果による</li> </ul>	
文化財の保護及び活用	継続	文化財保護法に基づき、埋蔵文化財の適切な保存・記録等を行います。また、文化財を保護するだけでなく、それらを地域振興、観光・産業振興等の地域資源として活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報発信</li> <li>○ 文化財のデジタル化(デジタルアーカイブ)の検討</li> <li>○ 山鹿貝塚活用の検討</li> <li>○ 町指定文化財の指定</li> <li>○ 芦屋歴史の里開館20周年記念特別展の検討</li> <li>○ 文化財ボランティアガイドの育成</li> <li>○ 町誌の作成検討</li> <li>○ インボイス制度への対応</li> <li>○ キャッシュレス決済への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報発信</li> <li>○ 文化財のデジタル化(デジタルアーカイブ) ※R5年度の検討結果による</li> <li>○ 山鹿貝塚活用の検討 ※R5年度の検討結果による</li> <li>○ 町指定文化財の指定の検討 ※R6年度の検討結果による</li> <li>○ 芦屋歴史の里開館20周年記念特別展の実施</li> <li>○ 文化財ボランティアガイドの育成</li> <li>○ 町誌の作成 ※R5年度の検討結果による</li> <li>○ インボイス制度への対応</li> <li>○ キャッシュレス決済への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報発信</li> <li>○ 文化財のデジタル化(デジタルアーカイブ) ※R5年度の検討結果による</li> <li>○ 山鹿貝塚活用の検討 ※R5年度の検討結果による</li> <li>○ 町指定文化財の指定の検討 ※R6年度の検討結果による</li> <li>○ 魅力的な展覧会の開催</li> <li>○ 文化財ボランティアガイドの育成</li> <li>○ 町誌の作成 ※R5年度の検討結果による</li> <li>○ インボイス制度への対応</li> <li>○ キャッシュレス決済への対応</li> </ul>
施設使用料等の見直し	新規	芦屋釜の里・芦屋歴史の里の施設使用料等が適正であるか調査・検討すると共に、必要に応じて見直しを行います。	○ 芦屋釜の里、歴史の里の入館料等の見直し検討	○ 芦屋釜の里、歴史の里の入館料等の見直し ※R5年度の検討結果による	

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 学校教育課 学校教育係 1

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
国際理解教育推進事業	継続	語学力の研修とともに国際的感覚を学び、グローバルな視野を持って行動できる人材を育成するため、小学生を対象に英語体験施設を訪問、中学生を対象にホームステイ事業を実施します。	○中学生を対象とした国内留学の実施 ○小学生を対象とした国内英語研修施設の訪問	○中学生を対象とした海外ホームステイの実施 ○小学生を対象とした国内英語研修施設の訪問	○中学生を対象とした海外ホームステイの実施 ○小学生を対象とした国内英語研修施設の訪問
給食費・奨学金貸付金徴収率向上事業	継続	給食費及び奨学金貸付金について義務の公平化及び徴収率の向上を図るため、未納者に対する法的措置の導入を行い、徴収強化の取り組みを推進します。	○徴収強化(電話催告・夜間徴収の実施等) ○法的措置(支払督促の実施)	○徴収強化(電話催告・夜間徴収の実施等) ○法的措置(支払督促の実施)	○徴収強化(電話催告・夜間徴収の実施等) ○法的措置(支払督促の実施)
小中学校情報機器活用事業	継続	ICT(情報通信技術)を活用し教師の授業内容や方法の改善を通して、「児童・生徒に「分かる」「できる」楽しさを実感させるとともに、ICT活用能力を身に付けさせるため、タブレット・電子黒板を使った授業の実践、無線LANなどの環境整備、学習用ソフト・ICT支援員の導入による、ICT教育を推進します。	○ICT支援員の配置 ○学習用タブレットの更新検討 ○校務用パソコンの更新検討	○ICT支援員の配置 ○学習用タブレットの更新 ※R5年度の検討結果による ○校務用パソコンの更新 ※R5年度の検討結果による	○ICT支援員の配置
通学費補助事業	継続	保護者負担の軽減と定住化を推進するため、芦屋町に居住の小中高校生の通学費用の1/2を補助します。また、通学費補助を受けていない高校生に2万円を補助します。	○小中学校通学費補助金の交付 ○高校生等通学費補助金の交付 ○通学費補助金制度の延長検討	○小中学校通学費補助金の交付 ※R5年度の検討結果による ○高校生等通学費補助金の交付 ※R5年度の検討結果による	○小中学校通学費補助金の交付 ※R5年度の検討結果による ○高校生等通学費補助金の交付 ※R5年度の検討結果による
小中学校施設整備(建具・外部改修工事)	継続	児童生徒が安全で快適な環境で学習できるよう、老朽化に伴う小中学校建具(防音サッシ等)の計画的な改修を進めます。また、屋上及び外壁の経年劣化による雨漏りを防止するため、外壁改修を行います。	○東小大規模改修工事(1/3年)	○東小大規模改修工事(2/3年)	○東小大規模改修工事(3/3年)
給食費負担軽減事業	継続	学校給食費の補助を創出し、児童生徒の保護者の経済的負担を軽減することにより、他自治体との差別化を図り、子育て世代の定住化を図ります。	○給食費半額補助の実施(2/5年)	○給食費半額補助の実施(3/5年)	○給食費半額補助の実施(4/5年)



## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 学校教育課 学校教育係 2

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
英語教育強化事業	継続	国際化への対応力向上と、小中学校の英語教育充実のため、ALT(語学指導を行う外国青年)を配置し、本物の英語に触れさせるとともに、国際理解教育を推進します。幼児教育への派遣や教員への指導なども行います。また、英検を受験する小中学生に対して、英検受験料の全額を補助します。	○小学校・中学校へのALTの配置 ○英検受験料の補助 ○体験型英語学習の推進	○小学校・中学校へのALTの配置 ○英検受験料の補助 ○英検受験料補助制度の延長検討	○小学校・中学校へのALTの配置 ○英検受験料の補助 ※R6年度の検討結果による
小中学校施設整備(屋外給水管改修事業)	継続	安定した学校運営ができるよう、小中学校屋外給水管の状況把握を行うとともに、整備を行います。	○芦中屋外給水設備改修工事	○小学校屋外給水施設改修工事	○小学校屋外給水施設改修工事
小中学校施設整備(体育館LED化事業)	継続	教育環境を整えるため、小中学校体育館の水銀灯を、低コストで環境に配慮されたLEDに交換します。	○芦小体育館LED化工事 ○芦中体育館LED化工事	○東小体育館LED化工事 ○山小体育館LED化工事	
小中学校施設整備(小中学校プール改修工事)	継続	安全・安心な学校づくりのため、芦屋東小学校のプール水槽内の整備を検討します。	○東小プールの今後の在り方について検討	※R5年度の検討結果による	
芦屋小学校放送設備購入事業	新規	安定した学校運営ができるよう、購入から40年経過し、不具合が発生している芦屋小学校の放送設備について、新しい機器を購入します。	○放送設備機器の購入		
小学校創立記念事業	新規	各小学校のPTAや卒業生等の関係者による実行委員会で検討した創立記念事業を実現させるために、町から補助金を交付します。	○創立記念事業実施補助金の交付 ※芦小、山小・・・創立150周年(R5年度) 東小・・・創立60周年(R6年度)		



## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 学校教育課 給食センター係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
給食費改訂の検討	新規	学校給食法により、給食用食材費の購入に必要な学校給食費は、保護者の負担となっています。 食材価格が上昇するなか、引き続き安全・安心で栄養バランスのとれた給食を提供するため、給食費の改訂を検討します。	給食費改定の可否や改定時期等について検討	※R5年度の検討結果による	※R5年度の検討結果による

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 生涯学習課 社会教育係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
男女共同参画に関する事務	継続	芦屋町男女共同参画推進プランに基づき、啓発活動や男女がともに社会に参画しやすい環境整備を行い、男女共同参画社会の実現を図ります。	○職員研修会の実施 ○住民講演会の実施 ○男女共同参画審議会の開催	○職員研修会の実施 ○男女共同参画審議会の開催	○住民講演会の実施 ○男女共同参画審議会の開催
ボランティア活動の支援(人材の発掘・育成)	継続	ボランティア活動を活性化するため、ボランティア活動センターを拠点に、人材の発掘・育成や活動の支援を行います。	○ボランティア活動センターの運営 ○ぼらんていあキッズ事業の実施 ○一般ボランティア研修の実施	○ボランティア活動センターの運営 ○ぼらんていあキッズ事業の実施 ○一般ボランティア研修の実施	○ボランティア活動センターの運営 ○ぼらんていあキッズ事業の実施 ○一般ボランティア研修の実施
人権教育・啓発基本計画の推進	継続	芦屋町の人権教育と人権啓発の取り組みを推進し、その取り組みが計画的に実行されているかを確認することにより、芦屋町の実情に即した人権教育・啓発を推進します。	○人権教育・啓発活動の推進	○人権教育・啓発活動の推進	○人権教育・啓発活動の推進
武道館の新設の検討	継続	武道館の新設について検討を行います。	※R4年度の検討結果による	※R4年度の検討結果による	※R4年度の検討結果による
総合運動公園中央グラウンド改修工事	継続	総合運動公園内の中央グラウンドを整備し、排水機能の改善を行うとともに安全に快適に利用できるようにします。	○地質調査の実施	※R5年度の調査結果による	※R5年度の調査結果による
テニスコート改修事業	継続	テニスコートのクラブハウスやコート等、安全で不具合のない状態を維持し、利用者数の維持・増加ができるように計画的に改修を行います。	○テニスコート改修工事実施設計 ○駐車場整備工事	○テニスコート改修工事	
体育施設の屋外夜間照明施設改修事業	継続	夜間に屋外でスポーツ活動をする人に対して、夜間照明施設の整備された場所を提供するため、施設の改修や新設を検討します。	○改修・新設について検討	※R5年度の検討結果による	※R5年度の検討結果による
総合体育館玄関前通路屋根等設置工事	新規	利用者の利便性・安全性を向上させるため、総合体育館玄関のスロープから体育館入口までの間に屋根を、正面階段には手すりを設置します。	○総合体育館スロープ屋根等設置工事		

## 芦屋町実施計画表 [令和5年度～7年度事業]

## 生涯学習課 公民館・文化係

事業名	区分	事業の概要	計画期間		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
芦屋町中央公民館スロープ屋根設置工事	新規	利用者の利便性を向上させるため、正面玄関へ向かうスロープに屋根を設置します。	○中央公民館スロープ屋根設置工事		
芦屋町図書館電子図書導入事業	新規	芦屋町図書館のサービス機能向上を図るため、電子図書導入について検討します。	※R4年度の検討結果による	※R4年度の検討結果による	※R4年度の検討結果による